

立教大学コミュニティ福祉学会 研究実践奨励賞募集要綱

1. 趣旨

立教大学コミュニティ福祉学会 学会賞は、立教大学コミュニティ福祉学部および立教大学大学院コミュニティ福祉学研究科の卒業生、修了生および在学生の優れた研究もしくは実践を奨励し、卒業生、修了生と在学生の交流を深めるために設けられたものである。

2. 選考対象

- ①立教大学コミュニティ福祉学会会員によって執筆された作品（実践記録・実践報告・研究論文）。
- ②学会賞授与大会の前々回学会開催時から前回学会開催時の期間に発表された作品。
- ③原則として学内学会誌『まなびあい』に掲載された作品。ただし、必要に応じて『まなびあい』以外の研究誌、書籍に掲載された作品の推薦をコミュニティ福祉学会会員に求め、これを選考対象とすることができる。
- ④本賞の既受賞者執筆作品については選考対象としない。
- ⑤立教大学専任教員執筆作品については選考対象としない。

3. 選考方法

- ①本学専任教員、学生、卒業生、修了生を含む選考委員会によって選考する。
- ②選考委員会の構成および委員選出方法については細則にて定める。
- ③選考委員会が『まなびあい』誌上に該当作品がないと判断した場合、選考委員会は『まなびあい』以外の研究誌、書籍に掲載された実践記録・調査報告・研究論文の推薦をコミュニティ福祉学会会員に求めることができる。

4. 表彰

受賞作品は、2編以内とし、受賞者にはそれぞれ、賞状・副賞（図書券）を贈る。

5. 発表

毎年、コミュニティ福祉学部学内学会総会において発表し、表彰式を行う。

6. 細則

本賞選考・表彰を円滑に運営するために必要なその他の事項については、立教大学コミュニティ福祉学部学内学会運営委員会において別に定める。

7. 改廃

本要綱の改廃は、運営委員会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

8. 付則

本要綱は、2014年11月9日から施行する。

コミュニティ福祉学会 研究実践奨励賞募集要綱に関する細則

- ①コミュニティ福祉学会 研究実践奨励賞募集要綱第3条2項および6条に定める運営細則を次のように定める。
- ②本学会運営委員長は運営委員会の議を経て選考委員会委員を指名する。
- ③選考委員会委員は、本学会運営委員会および運営委員以外の本学会員より構成される。ただし、選考対象作品の執筆者は選考委員となることができない。
- ④受賞者の表彰式出席旅費は国内旅費に限り支給する。なお、共同執筆論文の場合は第一執筆者の交通費のみ支給する。
- ⑤受賞者決定後、選考委員会の決定を受けて、事務局は速やかに受賞者にその旨を通知し、表彰式への出席を依頼する。
- ⑥細則の改廃は運営委員会の議決および承認を得なければならない。
- ⑦この細則は、2017年11月11日から施行する。